



～必要な人が成年後見制度の利用に結びつくように～

おやま権利擁護通信

小山町社協

検索

ぜひホームページもご覧ください

ホームページ
(関連ページ)



第10号 (2022年7月15日発行)

発行

小山町権利擁護支援センター
(小山町社会福祉協議会内)
小山町小山75-7
小山町健康福祉会館2階
TEL : 0550-76-9906

頼れる人が、 身近にいてくれたなら。

市民後見人 ～「成年後見制度」を支える町民のチカラ～



令和元年・2年度市民後見人養成講座修了生のみなさま

トピックス

権利擁護支援センターの紹介
市民後見人養成講座の紹介
小山町第1号 市民後見人の紹介
物語で学ぶ「権利擁護」の紹介

市民後見人とは・・・

～市民後見人に対する期待が高まっています～

認知症や知的障がい、精神障がい等により、一人で物事を判断することが不安になったり苦手になったりした人が、安心して自分らしく生活していくために、その人の権利や財産を守る制度が「**成年後見制度**」です。

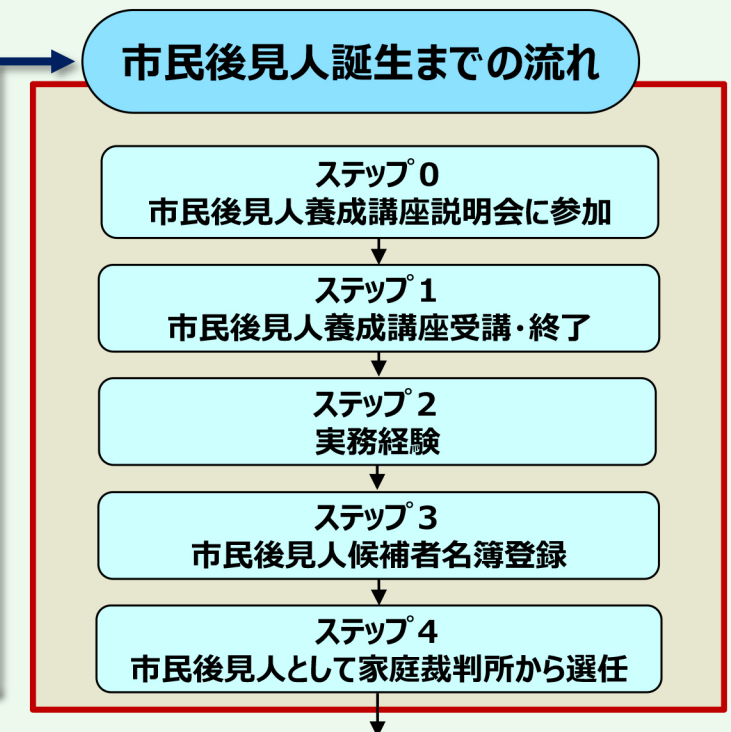
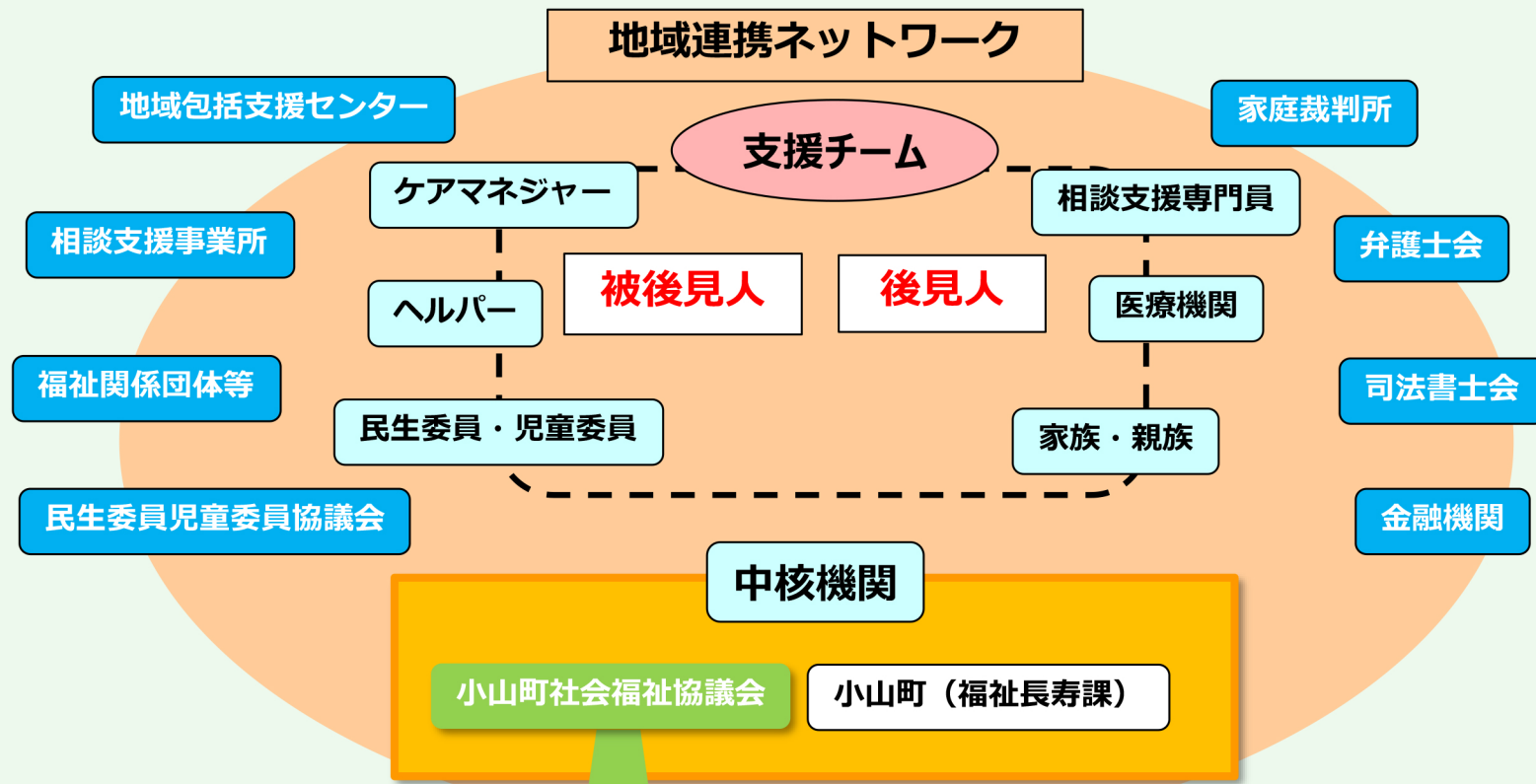
これまで、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職や親族が多く選任されてきました。しかし近年では、**市民後見人**（専門的な資格は持たないものの、「**成年後見制度**」に関する**一定の知識を身に付けた一般市民のことを指します。**）へ期待が寄せられています。市民後見人は、同じ地域に暮らす住民としての目線や生活者としての視点を活かし、きめ細やかな支援ができるとされています。

小山町でも、令和元年・2年度に「市民後見人養成講座」を開催し、現在2名の市民後見人候補者名簿登録者がいます。そして**今年5月には第1号の市民後見人が家庭裁判所から選任**されました。

**令和4年度
成年後見制度啓発講演会を開催しました。**

令和4年7月5日(火)に小山町総合文化会館・菜の花ホールにて「成年後見制度啓発講演会」を開催しました。

内海雅秀弁護士からは「**成年後見制度の概要**」、古井慶治認定社会福祉士からは「**高齢者・障害者の暮らしと権利擁護**」と題して、実際にお二人が受任している事例も交えながら、わかりやすく講演いただきました。



市民後見人誕生！

令和4年度「市民後見人養成講座」を開催します！

小山町では、今年度の市民後見人養成講座を開催します。開催にあたり市民後見人の役割や養成講座の内容等の説明会を行います。なお、受講を希望される方は、説明会への参加が必須となりますので、ご参加ください。(説明会は事前申込が必要)

■ 説明会

(2回とも同じ内容です。いずれかの日にご参加ください。)

日時 令和4年9月1日(木) 13:30~14:30
会場 御殿場市民交流センター「ふじざくら」交流ホール

日時 令和4年9月2日(金) 10:00~11:00
会場 小山町総合文化会館2階集会室

■ 市民後見人養成講座

日時 令和4年10月6日から12月22日の毎週木曜日
11日間50時間の講座となります。
* 10月21日~11月9日の間に1日(5時間)の体験実習を行います。その間は講座はお休みです。

会場 御殿場市民交流センター「ふじざくら」他

内容 成年後見制度・関係法や実務、対象者理解等

参加費 無料(テキスト代約7,000円は参加者負担)

問合せ・申込先 小山町権利擁護支援センター
☎ 76-9906 (小山町社会福祉協議会内)

小山町社会福祉協議会
権利擁護支援センター
☎ 76-9906

- ◆ 成年後見制度に関する相談・支援
- ◆ 市民後見人の養成
- ◆ 成年後見制度の広報・啓発
- ◆ 法人後見事業
- ◆ 日常生活自立支援事業
判断能力が不十分な方が、自立した生活が送れるよう本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理を行います。
- ◆ 生活支援・相談センター
生活に困っている、仕事が見つからない、住む所がない、社会に出るのが怖い等、生活の困りごとの相談にのり解決に向けて一緒に考えます。
- ◆ 生活福祉資金の貸付
新型コロナの影響で収入が減って生活にお困りの世帯や低所得世帯に対して貸付を行っています。

小山町 市民後見人(第1号) 藤曲 喜雄さん インタビュー



Q1 市民後見人養成講座を受講しようと思ったきっかけは？

平成26年にファイナンシャルプランナー継続研修で成年後見制度について学んだことが始まりです。その後「成年後見制度」について本を読み興味を持っていたところ、御殿場市・小山町共催で「令和元年度市民後見人養成講座」が開催されることを知り、年齢について心配もありましたが、受講させてくれることで受講しました。

Q2 養成講座修了後はどんな活動をしていましたか？また、その感想は？

令和元年12月に「市民後見人養成講座」の修了証を頂き、令和2年10月から社協の日常生活自立支援事業生活支援員となり、実務経験を積みました。当初は週1回、令和3年10月からは月2回、利用者さんの通帳から生活費を払戻し自宅に届けました。その際に、生活の中で困っていることはないか相談も受けてきました。日がたつにつれて利用者さんも打ち解けてくれるという話も弾みますので、結構楽しいです。

Q3 市民後見人として今後活動していく中で、大切にしたいことを3つ教えてください。

- ① 「本人のために活動する」これが一番大切だと思います。
- ② 「人生設計で100歳まで」収支のバランス等を考えながら支援していくこと。
- ③ 被後見人等の親族や関係者、他の支援者と相談しながら本人の希望を考慮して円滑に支援を行っていくこと。



認知症があり、
一人でいろいろなことを決めることが難しくなっても、
「私のことは私が決めたい」

「自分のことは自分で決める」、「権利を守る」ためには何をしたらよいか？
この連載を通して、わかりやすくお伝えします。

登場人物

本人： 富士 山子さん（80代・認知症）
夫は数年前に死去し、一人息子と2人暮らし。要介護2でケアマネジャーやヘルパーの支援を受けている。「夫が建ててくれたこの自宅で、息子と一緒に暮らしたい」が口ぐせ。

息子： 持病があり無職



「自分のことは自分で決める」を実現する流れ

最近の山子さんの様子

安売りの食品や日用品を**使いきれないくらい買いこんだり、キャッシュカードの暗証番号が分からなくなっている**。訪問業者に**言われるままに屋根の修理契約**をしそうになっているところをヘルパーが見つめ、ケアマネジャーに報告し、阻止することができた。

場面1
気づき・要支援者発見

場面2
相談

場面3
支援方針の検討・判断

場面4
成年後見人等に何を支援してほしいのか？

場面5
申立（支援）

場面6
後見人等選任

場面7
後見人等を含む本人支援チームの形成

場面8
本人が望む生活を継続

権利擁護支援センター

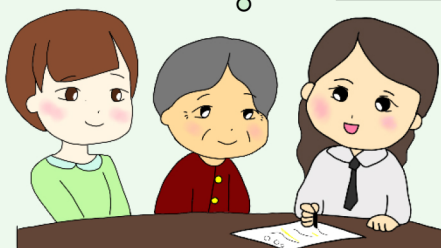
（小山町社会福祉協議会内）

☎76-9906

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの「本人が望む生活を守る」ための支援を一緒に考え、提案します。
- 制度を利用しなくても、「本人が望む生活を守る」ためにどんな方法があるか一緒に探します。
- センター職員だけでは判断できない場合には、日ごろから連携している法律の専門家に相談できます。
- 地域の集まりなどに成年後見制度の説明に伺います。お声掛けください。
例）オレンジカフェ シニアクラブ ふれあい茶論 等

家族、近所の人、ケアマネジャーやヘルパー等の支援者が、気づいたときに**相談できる場所**

相談



次号に続く……